

交渉情報	NO.44	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2019年12月17日	添付資料:1枚

育児部分休業取得日時システムの誤登録による精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部は、12月11日（水）「育児部分休業取得日時システムの誤登録による精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、千曲郵便局窓口営業部の一部の正社員について、育児部分休業の取得日時を総合人事情報システムへ誤登録していたことから、基本給の誤支給が発生したため、返納精算が生じたもの。

上記の原因については、2015年度の途中で勤務時間管理担当の課長が異動となり、後任の課長が引き継いだ。が、前任者との詳しい引き継ぎを行っておらず、後任者は、育児部分休業を取得した場合の総合人事情報システムへの登録方法を確認しないまま処理を行ったものである。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

1. 発生局及び概要等

ア 発生局

千曲郵便局窓口営業部

イ 精算対象社員

3名

ウ 清算金額

社員 A ▲460,062円

社員 B ▲41,344円

社員 C ▲77,520円

2. 精算方法

2020年1月月例給与以降準備でき次第精算する。

なお、対象社員が分割返納を希望する場合は対応する。

3. 精算期間

本来は、後任者が前任者から引き継いだ2015年度に遡って精算するところですが、育児部分休業の取得日時を確認できる証跡が残っている2017年4月実績分以降について精算を行う。

地本では、再発防止策の徹底に努めるとともに、当該部長から精算理由について対象社員へ丁寧に説明することを求めました。

また、会社説明から文書発出までに時間を要したのは、再発防止策について改めて説明を受けたためであります。

【労使対応】 単局窓口